

和歌山市 I C T 活用工事実施要領

令和 7 年 4 月

和歌山市

目次

第 I 編	共通	・ ・ ・ ・ ・	1
第 II 編-1	土工	・ ・ ・ ・ ・	3
第 II 編-2	土工 (1,000 m ³ 未満)	・ ・ ・ ・ ・	8
第 II 編-3	土工 (小規模)	・ ・ ・ ・ ・	13
第 III 編	作業土工 (床掘)	・ ・ ・ ・ ・	18
第 IV 編	付帯構造物設置工	・ ・ ・ ・ ・	21
第 V 編	法面工	・ ・ ・ ・ ・	24
第 VI 編	地盤改良工	・ ・ ・ ・ ・	27
第 VII 編	舗装工	・ ・ ・ ・ ・	31
第 VIII 編	河川浚渫	・ ・ ・ ・ ・	35
第 IX 編	舗装工 (修繕工)	・ ・ ・ ・ ・	38
第 X 編	構造物工 (橋梁上部)	・ ・ ・ ・ ・	41
第 XI 編	構造物工 (橋脚・橋台)	・ ・ ・ ・ ・	45
第 XII 編	擁壁工	・ ・ ・ ・ ・	49
第 XIII 編	コンクリート堰堤工	・ ・ ・ ・ ・	53
第 XIV 編	その他の工種	・ ・ ・ ・ ・	57

第Ⅰ編 共通

1. 趣旨

この要領は、和歌山市が発注するＩＣＴ活用工事の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

2. ＩＣＴ活用工事

ＩＣＴ活用工事とは、次の①～⑤の段階でＩＣＴ施工技術を活用する工事をいう。

- ① ３次元起工測量
- ② ３次元設計データ作成
- ③ ＩＣＴ建設機械による施工
- ④ ３次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ ３次元データの納品

各段階におけるＩＣＴ施工技術の具体的内容等については、本要領第Ⅱ編以降で定める。

3. 対象工事

予定価格６，０００万円以上の土木工事で、受注者が希望する場合に実施できるものとする。

ただし、事業主管課と協議が整わなかった工事を除く。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は対象としない。

4. ＩＣＴ活用工事の実施方法

（１）設計図書における明示

対象工事については特記仕様書によりＩＣＴ活用工事（受注者希望型）の対象工事であることを明示する。

（２）工事費の積算

発注者は、発注に際して和歌山県土木工事標準積算基準（従来基準）に基づく積算を行い発注するものとし、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ施工を実施する場合は、設計変更の対象とし、ＩＣＴ活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

5. ＩＣＴ活用工事実施の推進のための措置

5－1 工事成績評定における措置

ＩＣＴ活用工事を実施した場合、創意工夫において次のとおり評価するものとする。

- （１）2.①～⑤の全ての段階（各工種において「該当なし」の段階を除く）でＩＣＴを活用した場合、２点の加点とする。
- （２）2.①～⑤のいずれかの段階（電子納品のみを除く）でＩＣＴを活用した場合、１点の加点とする。

なお、本規定は本要領適用外の工事において I C T 施工技術を活用した場合についての工事成績評定の加点を妨げるものではない。

5-2 I C T 活用工事を採用しない場合の措置

5-2-1 工事費の積算

I C T 活用工事が実施されなかった場合は、I C T 活用工事の実績に応じて、和歌山県土木工事標準積算基準（従来基準）で積算するものとする。

5-2-2 工事成績評定における措置

受注者希望型のため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点は行わない。

6. I C T 活用工事の導入における留意点

6-1 施工管理、監督・検査の対応

I C T 活用工事については、国土交通省制定の施工管理要領（3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案））、監督・検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないよう留意すること。

6-2 I C T 活用工事の実施手続き

受注者は工事着手前に I C T 活用工事計画書を発注者に提出し、発注者が施工を承諾することにより I C T 活用工事を実施する。

6-3 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費

3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費については、見積により積算するものとする。

6-4 3次元出来形管理及び3次元データ納品に要する経費

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用に要する経費については、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と、受注者からの3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品についての見積りにより算出される金額を比較し、補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

なお、受注者からの見積りは、諸経費等（測量は間接測量費及び一般管理費等、設計は間接原価及び一般管理費等）込み金額とし、積算で間接費率を計上しないこと。

附 則

この要領は令和7年4月1日から適用する。

第Ⅱ編-1 土工

1. ICT活用工事（土工）

1-1 概要

ICT活用工事（土工）とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（土工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

また、受注者からの提案により、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元MC又は3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1－2③による工事の施工管理において、下記（１）（２）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（１）出来形管理

下記１）～１２）の技術のなかから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもＩＣＴ活用工事とする。

- １） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ２） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ３） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５） ＴＳ等光波方式を用いた出来形管理
- ６） ＴＳ（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ７） ＲＴＫ－ＧＮＳＳを用いた出来形管理
- ８） 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）
- ９） 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）
- １０） 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- １１） 地上写真測量を用いた出来形管理
- １２） その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

（２）品質管理

ＴＳ・ＧＮＳＳを用いた締固め回数管理により品質管理を行うものとする。

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、上記による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

1－2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ＩＣＴ活用工事（土工）の対象工事

本要領に基づき実施するＩＣＴ活用工事（土工）は、下記の工事とする。

（１）下記１）、２）の工種を含む工事

- １）河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・掘削工（河床等掘削含む）
 - ・盛土工
 - ・法面整形工
- ２）道路土工
 - ・掘削工
 - ・路体盛土工

- ・路床盛土工
- ・法面整形工

表ー１ ＩＣＴ施工技術（土工）と適用工種（その１）

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量／ 出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、②、②⑤、 ②⑥、②⑦	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、③、②⑧	土工
	T S等光波方式を用いた起工測量／ 出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑦	土工
	R T K－G N S Sを用いた起工測量／ 出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、④、②⑤、 ②⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑤	土工
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	－	○	○	⑩、⑪	河床等掘削
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	I C T 建設機械	○	○	①、⑨、⑩、 ⑫、⑬、⑭、 ⑮、⑯	土工 河床等掘削 地盤改良工
	T S等光波方式を用いた起工測量／ 出来形管理技術（舗装工事編）	出来形計測	－	○	○	⑬、⑭	付帯構造物 設置工
	T S等光波方式を用いた起工測量／ 出来形管理技術（護岸工事編）	出来形計測	－	○	○	⑮、⑯	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②⑤	土工
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	－	○	○	⑮、⑳、㉑	法面工 護岸工
	モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	－	○	○	㉒	土工（小規模）
I C T建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	I C T 建設機械	○	○	－	
3次元出来形管理等の 施工管理	T S・G N S Sによる締固め管理技術	締固め回数管理	I C T 建設機械	○	○	㉓、㉔	土工

表－１ ICT活用工事(土工)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑥ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	⑭ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	⑯ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	㉓ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた 3次元計測技術（多点計測技術）

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

I C T活用工事（土工） 計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量	/			①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式）⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、I C T建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ I C T建設機械による 施工	☐	掘削工		① 3次元マシンコントロール（ブルドーザ）
		☐	盛土工		② 3次元マシンコントロール（バックホウ）
		☐	路体盛土工		③ 3次元マシンガイダンス（ブルドーザ）
		☐	路床盛土工		④ 3次元マシンガイダンス（バックホウ）
		☐	法面整形工		
必須	④ 3次元出来形管理等の 施工管理	必須	出来形		①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式）⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー⑧施工履歴データ（河床掘削） ⑨施工履歴データ（地盤改良工） ⑩施工履歴データ（土工）⑪地上写真測量 ⑫その他の3次元計測技術（ ）
		☐	品質		①TS・GNSSによる締固め回数管理（土工）
必須	⑤ 3次元データの納品	/			
☐	関連施工工種の実施	☐	作業土工（床掘）		
		☐	付帯構造物設置工		対象工種（ ）
		☐	法面工		対象工種（ ）
		☐	地盤改良工		対象工種（ ）

※ I C T施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅱ編-2 土工（1,000 m³未満）

1. ICT活用工事（土工 1,000 m³未満）

1-1 概要

ICT活用工事（土工 1,000 m³未満）とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。なお、土工量が100 m³程度までの小規模土工については、ICT活用工事（小規模土工）実施要領によるものとする。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

また、受注者からの提案により、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-2によるものとする。

① 起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MG建設機械

※MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1－2③による工事の施工管理において、下記（１）に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

（１）出来形管理

下記１）～１３）の技術のなかから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

- １） モバイル端末を用いた出来形管理
- ２） 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- ３） 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ４） 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ５） 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ６） TS等光波方式を用いた出来形管理
- ７） TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ８） RTK-GNSSを用いた出来形管理
- ９） 施工履歴データを用いた出来形管理（河床掘削）
- １０） 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）
- １１） 施工履歴データを用いた出来形管理（土工）
- １２） 地上写真測量を用いた出来形管理（土工）
- １３） その他の３次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1－2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（土工1,000 m³未満）の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（土工1000 m³未満）は、下記の工事とする。

（１）下記１）、２）、３）の工種を含む工事

- １）河川土工、海岸土工、砂防土工
 - ・掘削工
 - ・盛土工
 - ・法面整形工
- ２）道路土工
 - ・掘削工
 - ・路体盛土工
 - ・路床盛土工
 - ・法面整形工
- ３）その他（１箇所あたりの施工規模が1,000 m³未満となる土工に付随する場合のみ）
 - ・側溝工（暗渠工）
 - ・暗渠工

(2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

表－２ ＩＣＴ施工技術（土工）と適用工種（その１）

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、②、②⑤、 ②⑥、②⑦	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、③、②⑧	土工
	T S等光波方式を用いた起工測量／ 出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑦	土工
	R T K－G N S Sを用いた起工測量／ 出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、④、②⑤、 ②⑥	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、⑤	土工
I C T建設機械 による施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	I C T 建設機械	○	○	－	

表－2 ICT施工技術(土工 1,000 m³未満)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編) (案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編) (案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編) (案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編) (案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編) (案)
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編) (案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘ UAV を用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた 3次元計測技術(多点計測技術)

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

I C T活用工事（土工 1,000 m³未満）計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	①起工測量 (従来手法を原則とする が、3次元データを所得す る場合に記載する。)				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レー ザースキャナー ③T S等光波方式 ④T S（ノン プリズム方式）⑤R TK-G N S S ⑥無人航空機搭 載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レ ーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術 ()
必 須	②3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、I C T建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。
☐	③I C T建設機械による 施工	☐	掘削工		① 3次元マシンガイダンス (バックホウ)
		☐	盛土工		
		☐	路体盛土工		
		☐	路床盛土工		
		☐	法面整形工		
必 須	④3次元出来形管理等 の施工管理 (断面管理を標準とする が、施工現場の環境条件に より面的な計測による出 来形管理を選択してもよ い)	必 須	出来形		①モバイル端末 ②空中写真測量（無人航空機） ③地上型レーザースキャナー ④T S等光波方式 ⑤T S（ノンプリズム方式）⑥R TK-G N S S ⑦無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑧地上 移動体搭載型レーザースキャナー⑨施工履歴デ ータ（河床掘削）⑩施工履歴データ（地盤改良 工）⑪施工履歴データ（土工）⑫地上写真測量 ⑬その他の3次元計測技術（)
必 須	⑤3次元データの納品				
☐	関連施工工種の実施	☐	作業土工（床掘）		
		☐	付帯構造物設置工		対象工種（)
		☐	法面工		対象工種（)
		☐	地盤改良工		対象工種（)

※ I C T施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅱ編-3 土工（小規模）

1. ICT活用工事（小規模土工）

1-1 概要

ICT活用工事（小規模土工）とは、次の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 起工測量（選択）
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事の実施にあたり、②、及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

また、受注者からの提案により、作業土工（床掘）、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。

※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。

- ・ 1箇所当りの施工土量が100 m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業
- ・ 1箇所当りの施工土量が100 m³程度まで、又は平均施工幅2 m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破碎積込（舗装厚5 cm以内）、運搬作業

また、適用土質は、土砂（砂質土及び砂、粘性土、レキ質土）とする。

なお、「1箇所当り」とは目的物（構造物・掘削等）1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-3によるものとする。

① 起工測量（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択（複数選択可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元

設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1－2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

ただし、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元MG建設機械

※MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

基本的に作業土工であるため該当なし。

⑤ 3次元データの納品

1－2②による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（小規模土工）の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（小規模土工）は、下記の工事とする。

(1) 下記1)、2)の工種を含む工事

1) 河川土工、海岸土工

・掘削工

2) 道路土工

・掘削工

(2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

表－３ ＩＣＴ施工技術（小規模土工）と適用工種（その１）

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量	測量	－	○	○	①、②、㉔、 ㉕、㉖	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	－	○	○	①、③、㉔	土工
	T S 等光波方式を用いた起工測量	測量	－	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	T S （ノンプリズム方式）を用いた起工測量	測量	－	○	○	①、⑦	土工
	R T K－G N S Sを用いた起工測量	測量	－	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	－	○	○	①、④、㉔、 ㉕	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	－	○	○	①、⑤	土工
I C T 建設機械 による施工	３次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	I C T 建設機械	○	○	－	

表－3 ICT施工技術(小規模土工)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編) (案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編) (案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編) (案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編) (案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編) (案)
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編) (案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編) (案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編) (案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘ UAV を用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)－国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた 3次元計測技術(多点計測技術)

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

ICT活用工事（小規模土工）計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	①起工測量（選択） （従来手法を原則とする が、3次元データを所得す る場合に記載する。）				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レー ザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンブ リズム方式）⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭 載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レ ーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術 （ ）
必 須	②3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、ICT建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。
☐	③ICT建設機械による 施工	☐	掘削工		① 3次元マシンガイダンス （バックホウ）
		☐	盛土工		
		☐	路体盛土工		
		☐	路床盛土工		
		☐	法面整形工		
	該当なし				
必 須	⑤3次元データの納品				
☐	関連施工工種の実施	☐	作業土工（床掘）		
		☐	付帯構造物設置工		対象工種（ ）
		☐	法面工		対象工種（ ）
		☐	地盤改良工		対象工種（ ）

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅲ編 作業土工（床掘）

1. ICT活用工事（作業土工（床掘））

1-1 概要

ICT活用工事（作業土工（床掘））とは、次の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当なし
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事の実施にあたり、②、及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－4によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

- 1) 3次元MC又は3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工（床掘）においては該当なし。

⑤ 3次元データの納品

1-2②による3次元設計データを電子納品する。

1-3 ICT活用工事（作業土工（床掘））の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（作業土工（床掘））は、ICT活用工事（土工）対象工事で受注者がICT活用工事（土工）の実施するもののうち、作業土工（床掘）についてICT施工技術の活用を希望したものを対象とする。

表-4 ICT施工技術（作業土工（床掘））と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量	測量	－	○	○	①、②、 ③、④	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	－	○	○	①、⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	－	○	○	①	土工
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量	測量	－	○	○	①	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	－	○	○	①	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	－	○	○	①、②、③	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	－	○	○	①	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	床掘	ICT 建設機械	○	○	－	

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑥ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	⑭ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	⑯ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	㉓ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	㉘ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた 3次元計測技術（多点計測技術）

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

第Ⅳ編 付帯構造物設置工

1. ICT活用工事（付帯構造物設置工）

1-1 概要

ICT活用工事（付帯構造物設置工）とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－5によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元データの作成はICT活用工事（土工）又はICT活用工事（舗装工）と合わせて実施するが、ICT活用工事（付帯構造物設置工）の施工管理においては、3次元設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

付帯構造物設置工においては該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(付帯構造物設置工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(付帯構造物設置工)は、ICT活用工事(土工)又はICT活用工事(舗装工)対象工事で受注者がICT活用工事(土工)又はICT活用工事(舗装工)の実施するもののうち、下記の工種についてICT施工技術の活用を希望したものを対象とする。

(1) 対象工種

- 1) コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)、(コンクリートブロック張)、(連節ブロック張)、(天端保護ブロック)
- 2) 緑化ブロック工
- 3) 石積(張)工
- 4) 側溝工(プレキャストU型側溝)、(L型側溝)、(自由勾配側溝)
- 5) 管渠工
- 6) 暗渠工
- 7) 縁石工(縁石・アスカーブ)
- 8) 基礎工(護岸)(現場打基礎)、(プレキャスト基礎)

- 9) 海岸コンクリートブロック工
 10) コンクリート被覆工
 11) 護岸附属物工

表－5 ICT施工技術（付帯構造物設置工）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、②、⑭、⑮、⑯	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、③、⑰	
	TS等光波方式を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、④、⑭、⑮	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑤	
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（舗装工）	出来形計測	－	○	○	⑨、⑩	付帯構造物設置工
	TS等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術（護岸工）	出来形計測	－	○	○	⑪、⑫	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	①、⑬	護岸工

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	⑩ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑪ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	⑫ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑭ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑮ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑯ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑰ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 －：適用外

第Ⅴ編 法面工

1. ICT活用工事（法面工）

1-1 概要

ICT活用工事（法面工）とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（法面工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－6によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択してもICT活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元データの作成はICT活用工事（土工）と合わせて実施するが、ICT活用工事（法面工）の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式でのデータ作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用

いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必要としない。

③ ICT建設機械による施工

法面工においては該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係によりICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果がわかる写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(法面工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(法面工)は、下記の工事とする。

(1) 対象工種

- 1) 植生工(種子散布)、(張芝)、(筋芝)、(市松芝)、(植生シート)、(植生マット)、(植生筋)、(人工張芝)、(植生穴)、(植生基材吹付)、(客土吹付)
- 2) 吹付工(コンクリート吹付)、(モルタル吹付)
- 3) 吹付法枠工

4) 落石雪害防止工

表－6 ICT施工技術（法面工）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、④、⑭	
	T S等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 －：適用外

第Ⅵ編 地盤改良工

1. ICT活用工事（地盤改良工）

1-1 概要

ICT活用工事（地盤改良工）とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事という。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（地盤改良工）の実施にあたり、②、③、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-7によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT活用工事（地盤改良工）の3次元設計データとは「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理・中層地盤改良工事編）、（固結工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことをいう。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1) 2) に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工する。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機

2) 3次元MC又は3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1－2③による工事の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。法面工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理（地盤改良工）

⑤ 3次元データの納品

1－2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（地盤改良工）の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（地盤改良工）は、下記の工事とする。

（1）以下の工種を含む工事

1) 地盤改良工

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）
- ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）

表－７ ＩＣＴ施工技術（地盤改良工）と適用工程

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、④、⑬、 ⑭、⑮	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑤、⑮	
	T S等光波方式を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑨、 ⑬、⑭	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量（土工）	測量	－	○	○	①、⑩	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	－	○	○	②、③、 ⑪、⑫	地盤改良工
I C T建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	I C T 建設機械	○	○	－	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表面安定処理等・固結工（中層混合処理）編
	③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	④ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑥ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	⑬ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑭ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑮ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑯ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

ICT活用工事（地盤改良工） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
必須	③ ICT建設機械による施工	☐	路床安定処理工		① 3次元マシンコントロール機能を持つ地盤改良機 ② 3次元マシンコントロール建設機械 ③ 3次元マシンガイダンス建設機械
		☐	表層安定処理工		
		☐	固結工（中層混合処理）		
		☐	固結工（スラリー攪拌工）		
		☐	バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）		
必須	④ 3次元出来形管理等の施工管理	必須	出来形		①施工履歴データ
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅶ編 舗装工

1. ICT活用工事（舗装工）

1-1 概要

ICT活用工事（舗装工）とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（舗装工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－8によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)の技術のなかから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。但し、施工現場の環境条件、ICT建設機械が手配できない場合等により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

- 1) 3次元MC建設機械（モータグレーダ）

※MC：「マシンコントロール」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

舗装工事の施工管理において、下記に示す方法により施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法（出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目）での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事（舗装工）の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（舗装工）は、下記の工事とする。

(1) 以下の工種（種別）を含む工事

- ・アスファルト舗装工
- ・半たわみ性舗装工
- ・排水性舗装工
- ・透水性舗装工
- ・グースアスファルト舗装工
- ・コンクリート舗装工

表－８ ＩＣＴ活用工事（舗装工）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理等 施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量	－	○	○	①、②、⑥	舗装
	T S等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量	－	○	○	①、③	舗装 付帯構造物設置工
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形管理技術（舗装工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	○	○	①、④	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形管理技術（舗装工）	出来形計測	－	○	△	①、⑤	舗装
I C T建設機械 による施工	３次元マシンコントロール技術	出来形計測	I C T 建設機械	○	△		

【関連要領等一覧】	① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	③ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	④ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（舗装工事編）（案）
	⑥ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 △：一部適用可能 －：適用外

ICT活用工事（舗装工） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①地上型レーザースキャナー ②TS等光波方式 ③TS（ノンプリズム方式）④地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑤その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による施工	☐	アスファルト舗装工		① 3次元マシンコントロールモータグレーダ
		☐	半たわみ性舗装工		
		☐	排水性舗装工		
		☐	透水性舗装工		
		☐	グースアスファルト舗装工		
		☐	コンクリート舗装工		
必須	④ 3次元出来形管理等の施工管理	必須	出来形		①地上型レーザースキャナー ②TS等光波方式 ③TS（ノンプリズム方式）④地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑤その他の3次元計測技術（ ）
必須	⑤ 3次元データの納品				
☐	関連施工工種の実施	☐	付帯構造物設置工	対象工種（ ）	

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅷ編 河川浚渫

1. ICT活用工事（河川浚渫）

1-1 概要

ICT活用工事（河川浚渫）とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（河川浚渫）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－9によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～2)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 音響測深機器を用いた起工測量
- 2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量※

※従来の管理断面においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

- 1) 3次元MC又は3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、下記1)～3)に示す方法により出来形管理を実施する。

- 1) 音響測深機器を用いた出来形管理
- 2) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1－2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（河川浚渫）の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（河川浚渫）は、下記の工種を含む工事とする。

（1）浚渫工（バックホウ浚渫船）

・浚渫船運転工

表－9 ICT施工技術（河川浚渫）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理	備考
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	音響測深機器を用いた起工測量 ／出来形管理技術（河川浚渫工）	測量 出来形計測 出来形管理	－	－	－	○	①、②	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	－	－	○	①、③	
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	－	－	○		

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（河川浚渫編）（案）
	② 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	③ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

I C T活用工事（河川浚渫） 計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量	/			① 音響測深機器 ② その他の3次元計測技術 ()
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、I C T建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ I C T建設機械による 施工	☐	浚渫工（バック ホウ浚渫船） 浚渫船運搬工		① 3次元マシンコントロール 建設機械 ② 3次元マシンガイダンス 建設機械
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		① 音響測深機器 ② 施工履歴データ ③ その他の3次元計測技術 ()
必須	⑤ 3次元データの納品	/			

※ I C T施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅸ編 舗装工（修繕工）

1. ICT活用工事（舗装工（修繕工））

1-1 概要

ICT活用工事（舗装工（修繕工））とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（舗装工（修繕工））の実施にあたり、②及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③及び④の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表－10によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記1)～4)の技術のなかから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。また、従来建設機械による施工及び出来形管理を行う場合は断面データを作成し、3次元出来形管理を行う場合は3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。

- 1) 3次元位置を用いた施工管理システム

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT舗装工（修繕工）の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合は、下記に示す方法で出来形管理を実施する。従来型建設

機械により施工する場合は、従来手法による管理を実施する。

(1) 出来形管理

路面切削作業の施工管理において、下記 1) ～ 2) に示す方法により出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1－2①②による3次元データ等及び1－2④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（舗装工（修繕工））の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（舗装工（修繕工））は、下記の工種を含む工事とする。

(1) 対象工種（種別）

- 1) 切削オーバーレイ工
- 2) 路面切削工

表－10 ICT施工技術（舗装工（修繕工））と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (舗装工事編)	測量	－	－	○	①、②、⑥	
	TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 (舗装工事編)	測量	－	－	○	①、③	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（舗装工事編）	測量	－	－	○	①、④	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT 建設機械	－	△	①、⑤	路面切削工

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	③ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	④ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（舗装工事編）（案）
	⑤ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
	⑥ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 △：選択可能 －：適用外

ICT活用工事（舗装工（修繕工））計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				① 地上型レーザースキャナー ② TS（ノンプリズム方式）③ 地上移動体搭載型レーザースキャナー ④ その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による施工	☐	切削 オーバーレイ工		① 3次元位置を用いた施工管理システム（路面切削機）
		☐	路面切削工		
☐	④ 3次元出来形管理等の施工管理	☐	出来形		① 施工履歴データ
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅹ編 構造物工（橋梁上部）

1. ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））

1-1 概要

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（構造物工（橋梁上部））の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-11によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工（橋梁上部）の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～4)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(構造物工(橋梁上部))は、下記の工種を対象とする。

(1) 対象工種(種別)

- 1) 鋼橋上部
- 2) コンクリート橋上部

表－１１ ＩＣＴ施工技術（構造物工（橋梁上部））と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、④、⑭	
	T S 等光波方式を用いた起工測量 ／出来形管理技術（土工）	測量	－	○	－	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）	測量	－	○	－	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）	測量	－	○	－	①、⑩	
	３次元計測技術を用いた出来形管理技術 （構造物工）	出来形計測 出来形管理	－	○	－	①、②	

【関連要領等一覧】	① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（構造物工編）
	② ３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工編）
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ ３次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部）） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による 施工	☐			
		☐			
		☐			
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		① 3次元計測技術を用いた出来形計測 ② その他の3次元計測技術（ ）
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅺ編 構造物工（橋脚・橋台）

1. ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））

1-1 概要

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-12によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～5)の技術のなかから選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) TS等光波方式を用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工（橋脚・橋台）の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

（1）出来形管理

下記1)～4)の技術のなかから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) T S等光波方式を用いた出来形管理

なお、監督職員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い下記1）の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1－2④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））は、下記の工種を対象とする。

(1) 対象工種（種別）

- 1) 橋台工：橋台躯体工
- 2) R C橋脚工：橋脚躯体工

表－１２ ＩＣＴ施工技術（構造物工（橋脚・橋台））と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、④、⑭	
	T S 等光波方式を用いた起工測量 ／出来形計測（土工）	測量	－	○	－	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量 （土工）	測量	－	○	－	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）	測量	－	○	－	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）	測量	－	○	－	①、⑩	
	３次元計測技術を用いた出来形管理技術 （構造物工）	出来形計測 出来形管理	－	○	－	①、②	

【関連要領等一覧】	① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（構造物工編）
	② ３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（構造物工編）
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ ３次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台）） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースカナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースカナー ⑦地上移動体搭載型レーザースカナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による 施工	☐			
		☐			
		☐			
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		① 3次元計測技術を用いた出来形計測 ② その他の3次元計測技術 （ ）
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅻ編 擁壁工

1. ICT活用工事（擁壁工）

1-1 概要

ICT活用工事（擁壁工）とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（擁壁工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-13によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

擁壁工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記 1) ～ 8) の技術のなかから選択（複数選択可）して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) T S 等光波方式を用いた出来形管理
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- 7) R T K-G N S Sを用いた出来形管理
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により 1) ～ 8) の I C Tを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員との協議とする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記（1）で定める計測技術を用い下記 1) の出来形管理要領による。

- 1) 3 次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の 3 次元計測結果が計測（管理）すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の 3 次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3 次元データの納品

1－2④による 3 次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1－3 I C T活用工事（擁壁工）の対象工事

本要領に基づき実施する I C T活用工事（構造物工（橋脚・橋台））は、下記の工種を対象とする。

(1) 対象工種（種別）

- 1) 擁壁工

表－１３ ICT施工技術（擁壁工）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、④、⑭	
	T S等光波方式を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量（土工）／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（土工編）
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

I C T活用工事（擁壁工） 計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量	/			①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、I C T建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ I C T建設機械による 施工	☐	/		/
		☐	/		
		☐	/		
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	⑤ 3次元データの納品	/			

※ I C T施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第ⅩⅢ編 コンクリート堰堤工

1. ICT活用工事（コンクリート堰堤工）

1-1 概要

ICT活用工事（コンクリート堰堤工）とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当なし
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事（コンクリート堰堤工）の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-14によるものとする。

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術の中から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ（3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ）と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工と合わせて行うが、ICTコンクリート堰堤工の施工管理においては、3次元設計データ（TIN）形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

コンクリート堰堤工においては該当なし。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

コンクリート堰堤工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により1)～8)のICTを用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなど、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員との協議とする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(コンクリート堰堤工)は、下記の工種を対象とする。

(1) 対象工種(種別)

- 1) コンクリート堰堤本体工
- 2) コンクリート側壁工
- 3) 水叩工

表－１４ ＩＣＴ施工技術（コンクリート堰堤工）と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
３次元起工測量／ ３次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、④、⑭	
	T S 等光波方式を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑥	
	T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑦	
	R T K－G N S Sを用いた起工測量 ／出来形計測技術（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量／出来形計測（土工）	測量 出来形計測	－	○	○	①、⑩	
	３次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	－	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① ３次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）（土工編）
	② ３次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領（法面工編）
	③ 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ ３次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	⑥ T S 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K－G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量における UAV の使用に関する安全基準－国土地理院
	⑬ UAV を用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）－国土地理院

【凡例】○：適用可能 ー：適用外

ICT活用工事（コンクリート堰堤工） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による 施工	☐			
		☐			
		☐			
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第XIV編 その他の工種

本要領で規定する工種以外についても受注者の提案により次の①～⑤の段階におけるI C T施工技術を活用するものについてはI C T活用工事とすることができるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ただし、I C T活用工事の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるI C T施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施することを原則とする。

ICT活用工事（その他の工種） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
☐	① 3次元起工測量				①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
☐	③ ICT建設機械による 施工	☐			① 3次元マシンコントロール 建設機械 （ ）
		☐			② 3次元マシンガイダンス 建設機械 （ ）
		☐			③その他のICT建設機械 （ ）
		☐			
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量（無人航空機） ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS（ノンプリズム方式） ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術（ ）
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。